

野洲市民病院公金支出差止等請求事件訴訟に関する第4回口頭弁論について

1. 訴訟に関する現在までの経緯

- 平成30年12月7日 原告らによる訴えの提起
- 平成31年2月14日 第1回口頭弁論期日
- 平成31年3月26日 第2回口頭弁論期日
- 令和元年5月14日 第3回口頭弁論期日
- 令和元年7月11日 第4回口頭弁論期日

2. 第4回口頭弁論の概要

(1) 被告の陳述の概要（準備書面（2）について）

被告（野洲市）は、原告が陳述した準備書面2に対する反論として、準備書面（2）を裁判所に提出し、陳述を行いました。

原告は、訴状、準備書面1及び準備書面2において、基本設計契約及び実施設計契約が地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項に違反している主な理由として、①野洲市民病院整備事業は、経済的な観点からみて合理性を欠いたものであること、②野洲市民病院整備事業には必要性がないことなどを挙げています。この理由の背景には、㊦旧野洲病院（現市立野洲病院）の施設を改修して使用すべき、㊧収支計画が二転三転しており不適切かつその前提に誤りがあり妥当でない、㊨病床数の設定が過剰であるなどの考えがあります。

これらの原告の主張に対し、被告は、i 旧野洲病院の施設を改修して使用できるか否かは野洲病院支援継続可能性評価委員会で検証しており、専門のコンサルタント会社が作成した当該会議の資料である野洲病院支援継続可能性調査業務報告書では、移転建て替えによる全面的更新が必要であるとされていること、ii 収支計画も専門のコンサルタント会社が作成支援を行っており、信用性が高いこと、iii 病床数については、地域の医療需要を踏まえて旧野洲病院の病床構成と異なり回復期系を58床増加させるものであり、滋賀県も適切であると評価していること、などを理由に、野洲市民病院整備事業における野洲市長の判断に裁量権の逸脱や濫用はないと反論をしています。

また、原告の基本設計と実施設計を合わせて公募型プロポーザルをおこなっていないため実施設計契約が地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に違反しているとの主張に対しては、基本設計の成果物を見て実施設計の契約方式を判断する予定であり、当該成果物は専門家等で構成された野洲市民病院整備運営評価委員会の評価にも耐えうるものであったため、当該業者に実施設

計を任せるに足りると判断し実施設計契約を随意契約としたもので、野洲市長の判断に裁量権の逸脱や濫用はないと反論しています。

(2) 原告の陳述の概要（準備書面3について）

原告は、準備書面2において、被告に対し少なくとも20箇所について「明らかにされたい。」などと釈明を求めていました。当該求釈明については、第3回口頭弁論期日において、裁判長から、準備書面(2)の中で市が行う反論の前提として回答する必要があると認める部分があれば明らかにするように指示があったため、必要と認める部分について回答を行いました。求釈明で回答していない部分とは、例えば、旧野洲病院（駅から徒歩7分）において、何割のスタッフが公共機関で通勤しているのか等を明らかにするよう求めている部分です。これは、被告が、駅前立地の理由として医師を含めた医療スタッフを確保するのに有利な土地であると主張していることに対し、旧野洲病院を改修して使用することを前提とする求釈明ですが、そもそも、旧野洲病院を改修して使用することはできないため、原告の求釈明は、その前提を欠くものであり、回答を行っていません。

この対応に対して、原告は、準備書面3において回答されていない部分があるとして更なる釈明を求めてきています。この求釈明に対して、被告は第4回口頭弁論期日で、既に訴訟に必要な範囲で回答しており、これ以上回答の必要がないと主張しました。すると裁判長から、訴訟の円滑な進行の観点から、回答しない理由を書面で明らかにするように指示がありましたので、適切に理由を明らかにする予定です。

(3) その他

なお、上記(1)及び(2)は、原告及び被告が陳述した準備書面の主な内容を記載したものであり、全てを記載したものではありません。詳細については、添付資料の準備書面(2)及び準備書面3を参照してください。

3. 今後のスケジュール

- 令和元年7月31日(水)・・・・・・・・・・・・被告準備書面提出期限
- 令和元年9月5日(木)・・・・・・・・・・・・原告準備書面提出期限
- 令和元年9月12日(木)午前11時30分・・・・第5回口頭弁論期日

4. 添付資料

- 準備書面(2)(被告の主張)
- 準備書面3(原告の主張)